伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

平成31年3月18日

伊豆の国市長 小野 登志子

伊豆の国市条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、美しい自然環境、景観及び安心安全な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去に関し必要な事項を定め、もって潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光又は同項第2号に規定する風力を再生可能エネルギー源とする設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
 - (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置 (これらを設置するために行う 樹木の伐採、土地の造成等による形質の変更を含む。)及び発電を行う事業をいう。
 - ③ 事業者 事業を行う者をいう。
 - (4) 事業区域 事業を行う一団の土地 (継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
 - (5) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者及び使用者、事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業を営む者、事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これらに類する者等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な 運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。 (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(2017年3月資源エネルギー庁策定)及び事業計画策定ガイドライン(風力発電)(2017年3月資源エネルギー庁策定)(以下これらを「ガイドライン」という。)、関係法令及びこの条例を遵守し、市における自然環境、景観及び市民の生活環境に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条に規定する目的を達成するため、市の施策及びこの条例に 定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用事業)

- 第6条 この条例は、発電出力が50キロワット以上の事業で、事業区域の面積が 1,000平方メートル以上のものに適用する。ただし、事業区域の全部又は一部が 伊豆の国市景観条例(平成26年伊豆の国市条例第18号)に規定する景観重点地区 にあるものについては、500平方メートル以上とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2 条第1項に規定する建築物をいう。)の屋根又は屋上で行う事業は、適用しない。 (抑制区域)
- 第7条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。
 - (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
 - (2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
 - (3) 市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
 - (4) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
- 2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(説明会の実施)

第8条 事業者は、市内において事業を実施しようとするときは、次条の規定による届出に先立って、あらかじめ地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

(事前届出)

第9条 事業者は、市内において事業を実施しようとするときは、事業に係る法令

- の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前までに、次に掲げる事項をあら かじめ市長に届け出なければならない。
- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の保守点検及び維持管理方法
- (6) 事業廃止後におけるパネル等の撤去及び処分方法
- (7) 前条の規定により実施した説明会に係る報告書
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(同意)

- **第10条** 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の同意を得なければならない。
 - (1) 市内において事業を実施しようとするとき。
 - (2) 市内において実施している事業を変更しようとするとき。
- 2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しない ものとする。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の 太陽光発電事業及び地盤面からブレードの頂部までの高さが10メートル以下の風 力発電事業にあっては、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の同意をするにあたり必要な条件を付することができる。 (工事に係る着手等の届出)
- **第11条** 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 事業を実施するための工事(以下「工事」という。)に着手するとき。
 - (2) 工事を中止するとき。
 - (3) 中止していた工事を再開するとき。
 - (4) 工事が完了したとき。
 - (5) 工事を取りやめ、現状に回復したとき。
 - (6) 関係法令、条例等の許可書の写し

(事業の承継)

第12条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(維持管理等に関する報告)

第13条 事業者は、ガイドラインに基づき再生可能エネルギー発電設備を適切に管理するとともに、稼働状況、保守点検及び維持管理の実施について、3年に1回市長に報告しなければならない。

(事業終了後の処分等)

- 第14条 事業者は、事業を終了しようとするときは、事業終了後30日以内に、市長にその旨を届け出るとともに、ガイドラインに基づき再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去し、自らの責任において適切な処理を行わなければならない。 (現地確認)
- 第15条 市長は、第11条第4号、第5号及び前条に規定する届出を受けたときは、 当該事業区域を確認するものとする。

(報告及び立入調査)

- 第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若し くは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事 項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

- 第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて事業者に対し、 必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - (1) 第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 第10条第1項の同意を得ずに事業に着手したとき。
 - ③ 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報

告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若 しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは 虚偽の答弁をしたとき。

- (4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったとき。 (公表)
- 第18条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく 当該勧告に従わないときは、その事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を 公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をしている事業者であって、事業を実施しようとするものに対するこの条例の適用については、第9条第1項中「事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前まで」とあるのは「速やかに」とする。
- 3 この条例の施行の際現に工事に着手している事業者については、第8条、第9 条、第10条第1項第1号及び第11条第1号の規定は、適用しない。